

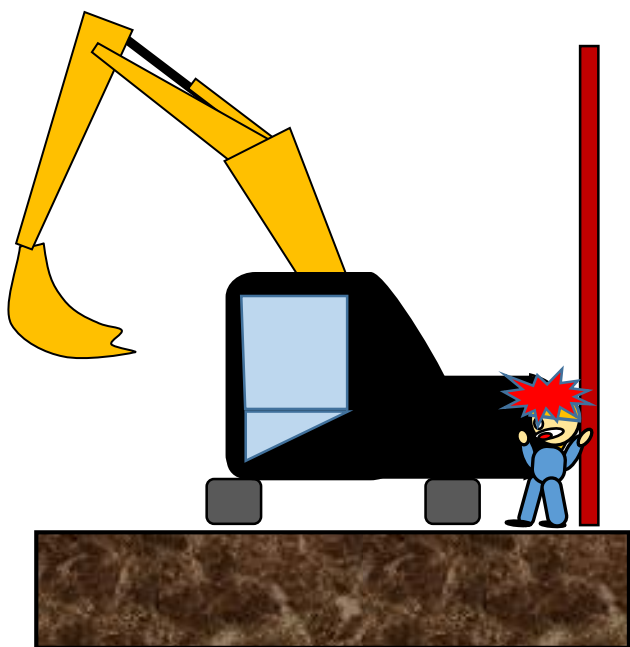
死亡災害急増中

松江労働基準監督署管内における建設業の死亡災害は令和3年1月1日以降発生していなかったところですが、令和5年11月13日と12月21日に立て続けに死亡災害が発生するという深刻な状況となっています。また、ひとつ違えば死亡災害に発展するような、重機災害や墜落・転落災害も発生しています。

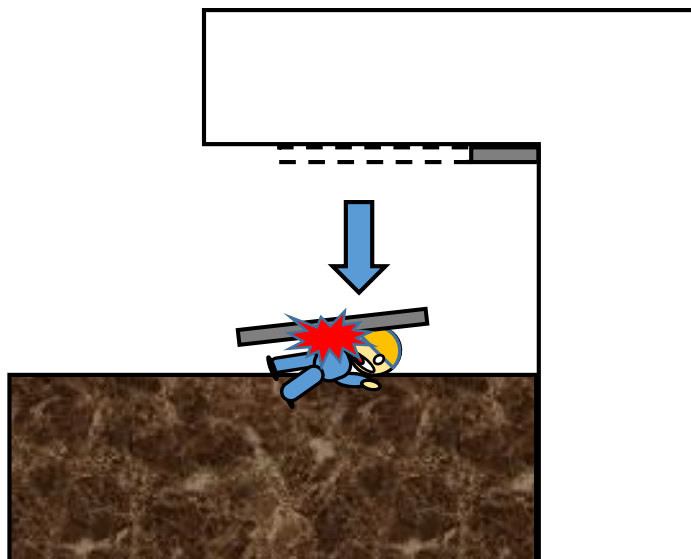
死亡災害の増加に歯止めをかけるためにも、「重機災害」をはじめとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

死亡災害

土のうを据え付ける作業中、ドラグ・ショベルの横を通行したところ、旋回したドラグ・ショベルの車体後方部と仮設防護柵の間に挟まれた。



建物の地中梁に打設された均しコンクリートをドラグ・ショベルのバケットで落とそうとしたが落ちなかったため、ドラグ・ショベルから降りて別の作業員の指示に行ったところ、当該均しコンクリートが落下した。



至急、次の裏面の項目について自主点検をお願いします。



墜落・転落災害防止

- 有効な作業床（足場など）が設置されていますか。
- 作業床から墜落しないよう手すり等は設置されていますか。
- 作業床を設けることが困難なとき、作業床に手すり等を設置することが困難なとき、作業の必要上臨時に手すり等を外すときは、防網を設置する、墜落制止用器具を使用するなどの措置を講じていますか。

※防網や墜落制止用器具は、作業床から落ちたあと地上まで落ちないようにする対策です。作業床から落ちないよう手すり等の設置が第一の対策です。

重機災害の防止

- パイロット道、作業床の幅員は十分確保されていますか。
- 接触防止措置が適切に実施されていますか。
(単に、誘導員の配置なっていませんか)。
- 作業計画を定め、関係者に周知されていますか。
- 運転者の資格は適正ですか。
- 用途外使用をしていませんか。
- 特定自主検査等検査・点検は適正に実施されていますか。

クレーン災害の防止

- 機種は吊り荷の重量だけでなく、移動式クレーンの設置位置、吊り荷の上げ下ろし位置、地盤の状況を踏まえて選定されていますか。
- 安全装置（過負荷防止装置、アウトリガーの張り出し）は、有効に機能していますか。
- 作業計画を定め、関係者に周知されていますか。
- 検査・点検は適正に実施されていますか。
- ドラグ・ショベルで荷を吊る際は、移動式クレーン機能付きのドラグ・ショベルを使用し、移動式クレーンモードで使用されていますか。

このリーフレットに関するお問い合わせは、松江労働基準監督署へ

(〒690-0841 松江市向島町134番地10 松江地方合同庁舎2階 TEL0852-40-2931)

(令和5年12月作成)